資料３

厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare

産業分類変更の影響試算と今後の対応（案）

厚生労働省 政策統括官
（総合政策、労使関係担当）
Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

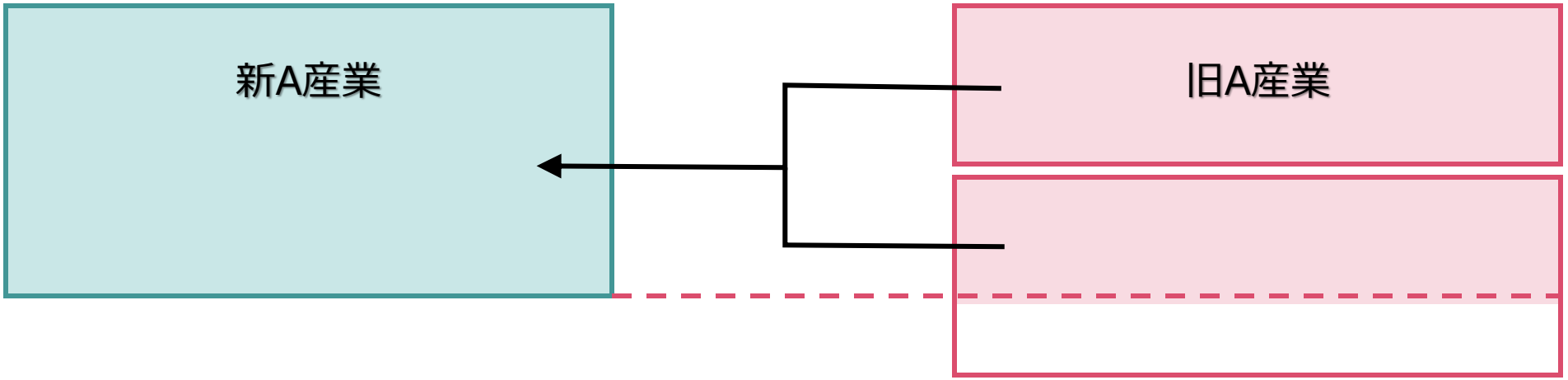
事業所母集団ＤＢ（令和６年次フレーム）の集計

- 産業分類変更の影響度をみるため、事業所の抽出に用いる母集団である事業所母集団ＤＢを集計。
- 事業所母集団ＤＢ（令和６年次フレーム）の産業は新産業分類（第14回）（注１）となっているが、同時に、令和３年経済センサス活動調査における産業分類（旧産業分類（第13回））も掲載。ただし、令和３年センサス以後に新設された事業所の当該項目は欠損値であり、事業所の業態変更等もあるため、当該項目を現時点の旧産業分類と見なして単純に比較対象とすることはできない。
- このため、以下の手順で新旧産業分類間の比較・分析を行う。
  - 新産業分類から旧産業分類への変換表を用いて事業所母集団ＤＢの産業（欠損値なし）を旧産業分類に格付けする（小分類単位）。この場合、複数の旧産業分類の一部が合流して新産業分類を構成する場合、欠損値（注２）となる。
  - 旧産業分類が欠損値となる場合について、令和３年経済センサス活動調査における産業分類と新産業分類とのクロス表を作成し、新産業分類を基準に、産業分類間異動（流入）の規模を分析する。
  - 旧産業分類の一部が異動し、残余が新産業分類を構成する場合について、新産業分類を基準に、産業分類間異動（流出）の規模を分析する。

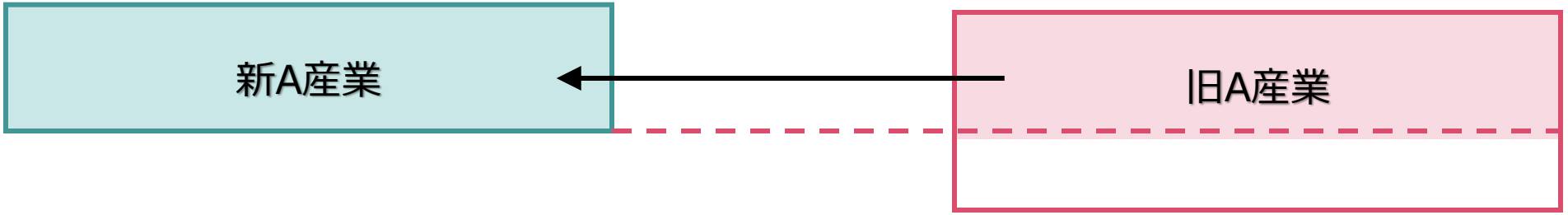
（注１）令和９年１月からの事業所の部分入れ替えでは、当該産業分類を旧産業分類に変換したもので行う。この場合において、欠損値は一定のルールで旧産業分類に格付けする。
（注２）旧産業分類の一部が異動し、残余が新産業分類を構成する場合は、欠損値とならない。

イメージ図

複数の旧産業分類の一部が合流して新産業分類を構成する場合



旧産業分類の一部が異動し、残余が新産業分類を構成する場合



（注）新産業分類は産業小分類別に把握しているが、流入元の旧産業分類は中分類ベースで把握。

産業大分類間で流入があった表章区分

産業分類変更による流入の割合（①）は小さく、通常生じ得る産業間異動の規模（②）と比べても小さい。

（数）

		規模30人以上		規模５～29人		（%）規模30人以上		規模５～29人	
		事業所数	常用雇用者数	事業所数	常用雇用者数	事業所数	常用雇用者数	事業所数	常用雇用者数
F	電気・ガス・熱供給・水道業	1,953	217,261	4,673	60,430	100.00	100.00	100.00	100.00
F331・F341	①産業分類変更による他産業区分からの流入	23	1,978	91	1,016	1.18	0.91	1.95	1.68
	②他の理由による他産業区分からの流入	32	2,806	92	987	1.64	1.29	1.97	1.63
	③当該産業区分内からの流入（集計に影響なし）	0	0	0	0	0.00	0.00	0.00	0.00
	④異動なし	591	77,705	762	10,272	30.26	35.77	16.31	17.00
	⑤令和３年センサス時点の欠損（新設事業所等）	68	7,092	230	2,530	3.48	3.26	4.92	4.19
	⑥異動対象小分類を除く	1,239	127,680	3,498	45,625	63.44	58.77	74.86	75.50
H	運輸業,郵便業	26,436	2,098,883	62,008	829,403	100.00	100.00	100.00	100.00
H489	①産業分類変更による他産業区分からの流入	43	2,261	239	2,678	0.16	0.11	0.39	0.32
	②他の理由による他産業区分からの流入	76	7,089	408	4,683	0.29	0.34	0.66	0.56
	③当該産業区分内からの流入（集計に影響なし）	19	1,537	50	603	0.07	0.07	0.08	0.07
	④異動なし	691	71,583	2,976	36,203	2.61	3.41	4.80	4.36
	⑤令和３年センサス時点の欠損（新設事業所等）	72	5,912	385	4,394	0.27	0.28	0.62	0.53
	⑥異動対象小分類を除く	25,535	2,010,501	57,950	780,842	96.59	95.79	93.46	94.15
R	サービス業（他に分類されないもの）	31,931	3,703,392	90,840	1,037,378	100.00	100.00	100.00	100.00
R929	①産業分類変更による他産業区分からの流入	3	178	16	164	0.01	0.00	0.02	0.02
	②他の理由による他産業区分からの流入	824	79,381	1,963	24,689	2.58	2.14	2.16	2.38
	③当該産業区分内からの流入（集計に影響なし）	149	20,015	307	3,496	0.47	0.54	0.34	0.34
	④異動なし	5,588	614,163	13,153	160,725	17.50	16.58	14.48	15.49
	⑤令和３年センサス時点の欠損（新設事業所等）	1,612	154,694	4,733	55,803	5.05	4.18	5.21	5.38
	⑥異動対象小分類を除く	23,755	2,834,961	70,668	792,501	74.39	76.55	77.79	76.39
F33	電気業	902	124,492	1,211	16,005	100.00	100.00	100.00	100.00
F331	①産業分類変更による他産業区分からの流入	17	1,511	67	693	1.88	1.21	5.53	4.33
	②他の理由による他産業区分からの流入	25	2,476	81	821	2.77	1.99	6.69	5.13
	③当該産業区分内からの流入（集計に影響なし）	-	-	-	-	-	-	-	-
	④異動なし	462	66,626	594	7,908	51.22	53.52	49.05	49.41
	⑤令和３年センサス時点の欠損（新設事業所等）	51	4,284	215	2,352	5.65	3.44	17.75	14.70
	⑥異動対象小分類を除く	347	49,595	254	4,231	38.47	39.84	20.97	26.44
R92	他に分類されない事業サービス業	18,276	2,005,115	35,193	445,030	100.00	100.00	100.00	100.00
R929	①産業分類変更による他産業区分からの流入	3	178	16	164	0.02	0.01	0.05	0.04
	②他の理由による他産業区分からの流入	973	99,396	2,270	28,185	5.32	4.96	6.45	6.33
	③当該産業区分内からの流入（集計に影響なし）	-	-	-	-	-	-	-	-
	④異動なし	5,588	614,163	13,153	160,725	30.58	30.63	37.37	36.12
	⑤令和３年センサス時点の欠損（新設事業所等）	1,612	154,694	4,733	55,803	8.82	7.71	13.45	12.54
	⑥異動対象小分類を除く	10,100	1,136,684	15,021	200,153	55.26	56.69	42.68	44.98

（注）流入元の旧産業分類は中分類ベースであるため、F33及びR92では③は把握されず、④に含まれる。

産業中分類等内で流入があった表章区分

旧産業分類における各種商品小売業にコンビニエンスストア、ドラッグストア等が追加されたことで、I56では、他産業区分からの流入（①）の構成比が極めて大きい。ただし、これを含むI-１（小売業）単位でみれば、流入の割合は消失。

（数）

		規模30人以上		規模５～29人		規模30人以上		規模５～29人	
		事業所数	常用雇用者数	事業所数	常用雇用者数	事業所数	常用雇用者数	事業所数	常用雇用者数
I-2	小売業	37,672	2,614,810	277,014	3,147,894	100.00	100.00	100.00	100.00
I562-566	①産業分類変更による他産業区分からの流入	0	0	0	0	0.00	0.00	0.00	0.00
	②他の理由による他産業区分からの流入	15	1,322	24	279	0.04	0.05	0.01	0.01
	③当該産業区分内からの流入（集計に影響なし）	6,805	415,663	54,789	806,716	18.06	15.90	19.78	25.63
	④異動なし	818	161,953	46	642	2.17	6.19	0.02	0.02
	⑤令和３年センサス時点の欠損（新設事業所等）	1,261	63,022	8,741	127,774	3.35	2.41	3.16	4.06
	⑥異動対象小分類を除く	28,773	1,972,850	213,414	2,212,483	76.38	75.45	77.04	70.28
I56	各種商品小売業	9,674	755,246	64,651	952,906	100.00	100.00	100.00	100.00
I562-566	①産業分類変更による他産業区分からの流入	4,910	233,990	53,789	788,753	50.75	30.98	83.20	82.77
	②他の理由による他産業区分からの流入	1,910	182,995	1,024	18,242	19.74	24.23	1.58	1.91
	③当該産業区分内からの流入（集計に影響なし）	-	-	-	-	-	-	-	-
	④異動なし	818	161,953	46	642	8.46	21.44	0.07	0.07
	⑤令和３年センサス時点の欠損（新設事業所等）	1,261	63,022	8,741	127,774	13.03	8.34	13.52	13.41
	⑥異動対象小分類を除く	775	113,286	1,051	17,495	8.01	15.00	1.63	1.84

（注）流入元の旧産業分類は中分類ベースであるため、I56では③は把握されず、④に含まれる。

産業大分類間で流出があった表章区分

産業分類変更による流出の割合（①）は小さい。

（数）

		規模30人以上		規模５～29人		（%） 規模30人以上		規模５～29人	
		事業所数	常用雇用者数	事業所数	常用雇用者数	事業所数	常用雇用者数	事業所数	常用雇用者数
I-1	卸売業	20,250	1,774,502	126,027	1,369,540	100.00	100.00	100.00	100.00
F331･F341	①産業分類変更による他産業区分への流出	13	995	50	509	0.06	0.06	0.04	0.04
I559	②他の理由による他産業区分からの流入	125	11,531	835	8,518	0.62	0.65	0.66	0.62
	③当該産業区分内からの流入（集計に影響なし）	248	15,500	1,717	18,484	1.22	0.87	1.36	1.35
	④異動なし	1,472	110,310	10,888	114,669	7.27	6.22	8.64	8.37
	⑤令和３年センサス時点の欠損（新設事業所等）	147	10,733	1,036	10,313	0.73	0.60	0.82	0.75
	⑥異動対象小分類を除く	-	-	-	-	-	-	-	-
I-2	小売業	37,672	2,614,810	277,014	3,147,894	100.00	100.00	100.00	100.00
F331･F341	①産業分類変更による他産業区分への流出	10	983	41	507	0.03	0.04	0.01	0.02
I609	②他の理由による他産業区分からの流入	33	3,194	373	3,717	0.09	0.12	0.13	0.12
	③当該産業区分内からの流入（集計に影響なし）	83	7,730	745	6,817	0.22	0.30	0.27	0.22
	④異動なし	668	44,897	11,199	113,036	1.77	1.72	4.04	3.59
	⑤令和３年センサス時点の欠損（新設事業所等）	133	6,128	1,864	19,250	0.35	0.23	0.67	0.61
	⑥異動対象小分類を除く	-	-	-	-	-	-	-	-
P	医療、福祉	52,697	4,721,382	250,395	2,923,782	100.00	100.00	100.00	100.00
R929	①産業分類変更による他産業区分への流出	3	178	16	164	0.01	0.00	0.01	0.01
P849	②他の理由による他産業区分からの流入	4	184	34	510	0.01	0.00	0.01	0.02
	③当該産業区分内からの流入（集計に影響なし）	0	0	4	40	0.00	0.00	0.00	0.00
	④異動なし	91	5,218	395	5,201	0.17	0.11	0.16	0.18
	⑤令和３年センサス時点の欠損（新設事業所等）	3	252	20	184	0.01	0.01	0.01	0.01
	⑥異動対象小分類を除く	-	-	-	-	-	-	-	-
R	サービス業（他に分類されないもの）	31,931	3,703,392	90,840	1,037,378	100.00	100.00	100.00	100.00
H489	①産業分類変更による他産業区分への流出	43	2,261	239	2,678	0.13	0.06	0.26	0.26
R929	②他の理由による他産業区分からの流入	827	79,559	1,979	24,853	2.59	2.15	2.18	2.40
	③当該産業区分内からの流入（集計に影響なし）	149	20,015	307	3,496	0.47	0.54	0.34	0.34
	④異動なし	5,588	614,163	13,153	160,725	17.50	16.58	14.48	15.49
	⑤令和３年センサス時点の欠損（新設事業所等）	1,612	154,694	4,733	55,803	5.05	4.18	5.21	5.38
	⑥異動対象小分類を除く	-	-	-	-	-	-	-	-
PS	医療、福祉（医療業を除く）	6,175	386,479	48,136	501,986	100.00	100.00	100.00	100.00
R929	①産業分類変更による他産業区分への流出	3	178	16	164	0.05	0.05	0.03	0.03
P849	②他の理由による他産業区分からの流入	4	184	37	535	0.06	0.05	0.08	0.11
	③当該産業区分内からの流入（集計に影響なし）	0	0	1	15	0.00	0.00	0.00	0.00
	④異動なし	91	5,218	395	5,201	1.47	1.35	0.82	1.04
	⑤令和３年センサス時点の欠損（新設事業所等）	3	252	20	184	0.05	0.07	0.04	0.04
	⑥異動対象小分類を除く	-	-	-	-	-	-	-	-
R92	他に分類されない事業サービス業	18,276	2,005,115	35,193	445,030	100.00	100.00	100.00	100.00
H489	①産業分類変更による他産業区分への流出	43	2,261	239	2,678	0.24	0.11	0.68	0.60
R929	②他の理由による他産業区分からの流入	976	99,574	2,286	28,349	5.34	4.97	6.50	6.37
	③当該産業区分内からの流入（集計に影響なし）	-	-	-	-	-	-	-	-
	④異動なし	5,588	614,163	13,153	160,725	30.58	30.63	37.37	36.12
	⑤令和３年センサス時点の欠損（新設事業所等）	1,612	154,694	4,733	55,803	8.82	7.71	13.45	12.54
	⑥異動対象小分類を除く	-	-	-	-	-	-	-	-

（注）流入元の旧産業分類は中分類ベースであるため、R92では③は把握されず、④に含まれる。

産業中分類内等で流出があった表章区分

旧産業分類における各種商品小売業にコンビニエンスストア、ドラッグストア等が追加されたことで、I57、I58では、当該区分からの流出の割合が極めて大きい。一方、I59では、流出は見られない。

（数）

		規模30人以上		規模５～29人		規模30人以上		規模５～29人	
		事業所数	常用雇用者数	事業所数	常用雇用者数	事業所数	常用雇用者数	事業所数	常用雇用者数
I57	織物・衣服・身の回り品小売業	1,276	78,035	29,260	255,050	100.00	100.00	100.00	100.00
I562-566	①産業分類変更による他産業区分への流出	652	28,686	2,077	37,349	51.10	36.76	7.10	14.64
I570-579	②他の理由による他産業区分からの流入	139	11,133	782	9,610	10.89	14.27	2.67	3.77
	③当該産業区分内からの流入（集計に影響なし）	-	-	-	-	-	-	-	-
	④異動なし	853	50,213	24,130	208,144	66.85	64.35	82.47	81.61
	⑤令和３年センサス時点の欠損（新設事業所等）	236	14,030	3,107	26,902	18.50	17.98	10.62	10.55
	⑥異動対象小分類を除く	-	-	-	-	-	-	-	-
I58	飲食料品小売業	16,216	1,157,783	47,614	556,915	100.00	100.00	100.00	100.00
I562-566	①産業分類変更による他産業区分への流出	1,696	67,950	34,092	502,241	10.46	5.87	71.60	90.18
I580-589	②他の理由による他産業区分からの流入	352	27,614	1,758	19,704	2.17	2.39	3.69	3.54
	③当該産業区分内からの流入（集計に影響なし）	-	-	-	-	-	-	-	-
	④異動なし	13,531	967,922	37,955	442,299	83.44	83.60	79.71	79.42
	⑤令和３年センサス時点の欠損（新設事業所等）	2,333	162,247	7,855	94,590	14.39	14.01	16.50	16.98
	⑥異動対象小分類を除く	-	-	-	-	-	-	-	-
I59	機械器具小売業	3,051	168,244	38,940	450,750	100.00	100.00	100.00	100.00
I562-566	①産業分類変更による他産業区分への流出	0	0	0	0	0.00	0.00	0.00	0.00
I590-593	②他の理由による他産業区分からの流入	283	19,193	1,901	21,998	9.28	11.41	4.88	4.88
	③当該産業区分内からの流入（集計に影響なし）	-	-	-	-	-	-	-	-
	④異動なし	2,408	129,607	32,918	380,450	78.92	77.04	84.54	84.40
	⑤令和３年センサス時点の欠損（新設事業所等）	360	19,444	4,121	48,302	11.80	11.56	10.58	10.72
	⑥異動対象小分類を除く	-	-	-	-	-	-	-	-

（%）

（注）流入元の旧産業分類は中分類ベースであるため、③は把握されず、④に含まれる。

検討すべき論点（接続について）（案）

③過去の数値との接続をどうするか

- 新旧産業分類で完全に一致しない産業を接続させる（伸び率を出す）のか
- 小分類については、分類改定の影響をより受けやすい粒度であること等を踏まえ、公表産業の見直しを行ってはどうか。

第１回ＷＧのご指摘を踏まえた対応方針

指摘内容等	対応方針（案）
• 新産業分類への変換を行った結果を見た上で、結構な人数が移動し公表結果に影響を与えるケースは細かく組替えを行う、影響が軽微なケースは組替えを行わない等、検討すべき • 新旧の分類でどれぐらい賃金が変更するかを可能な限り検証すべき	• 事業所母集団DBの分析結果をみると、産業大分類間の影響は、通常生じ得る異動と変わりのないものであり、これらの表章産業は、原則として、接続させる方向で進めたい。ただし、継続事業所の組替え（後述）を行う際、当該組替え事業所が賃金に与える影響を念のため確認する。 • 産業中分類間の影響は、I56、I57及びI58において極めて大きい。また、継続事業所の組替えを行う負担も大きく、接続の正確性を保つことに限界があるため、当該区分の接続は行わない。 • 産業小分類であるI561（各種商品小売業）、I591（自動車小売業）、R922（建物等維持管理業）は、特掲産業として実数の集計のみ行っているが、特掲産業そのものの利活用がなされていない現状を踏まえ、各省調査の結果を踏まえ、特掲産業全体として、集計を取りやめることとする。
• 新旧産業分類で完全に一致しない産業を接続させることは誤解のもとであり困難であるが、他の統計ではどのように取り扱っているか調べてはどうか	• 例えば労働力調査（総務省）では、産業大分類で見れば長期時系列等の結果数値への影響は小さく、改定前後の結果を時系列接続して利用できるが、一部の中分類では改定による影響が大きく、利用に当たっては注意が必要としている。また、毎月勤労統計調査では、過去の産業分類変更において、軽微な変動は接続する処理を行っている。

検討すべき論点（継続事業所について）（案）

①入替え前や継続する事業所について、どこまで細かく新産業分類を把握するか

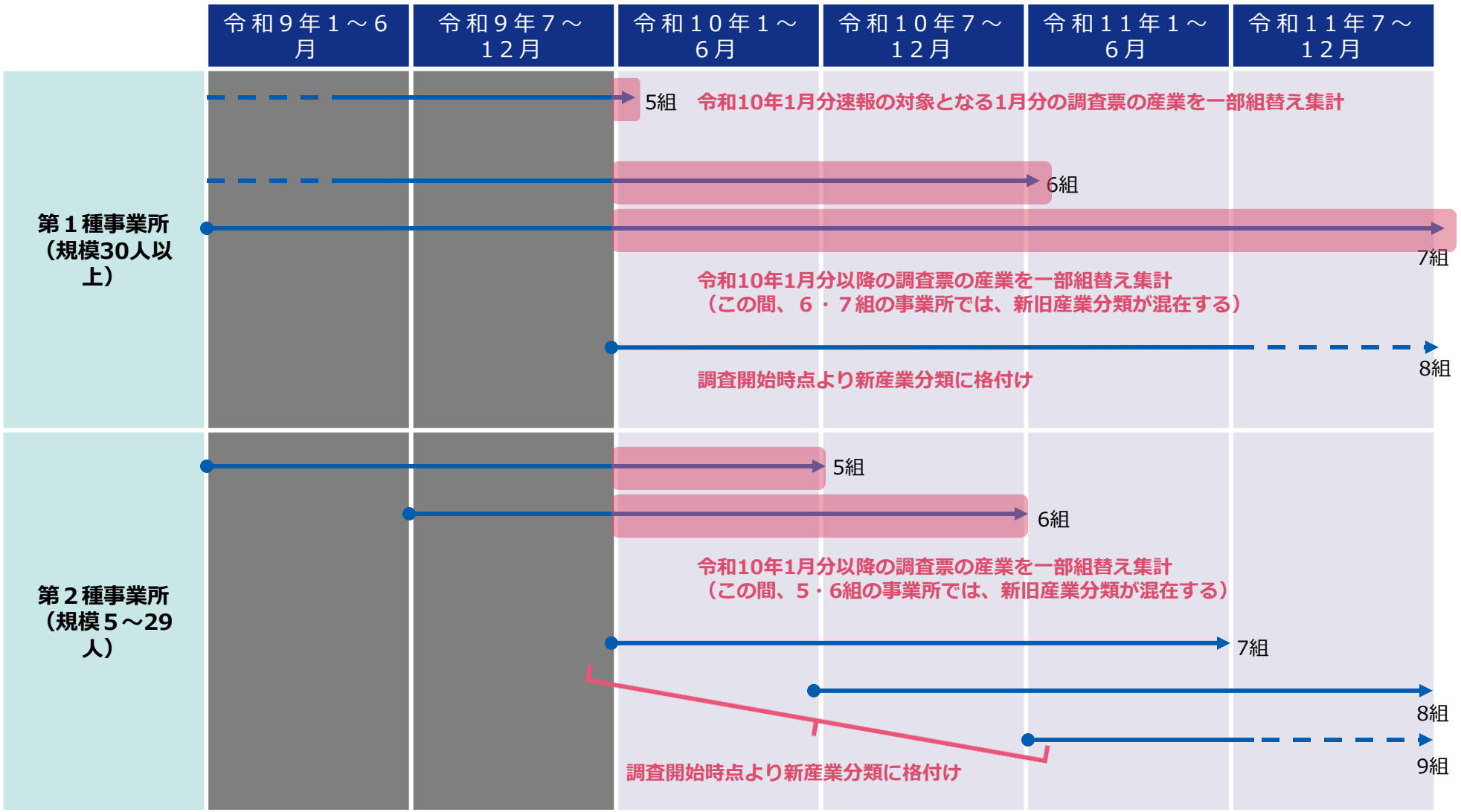
- 公表に影響が出ない範囲とするか、二次利用等を踏まえて最大限まで細かく把握するか
- 都道府県の事務負担とのバランスをどう考えるか

第１回WGのご指摘を踏まえた対応方針

指摘内容等	対応方針（案）
• 新産業分類への変換を行った結果を見た上で、結構な人数が移動し公表結果に影響を与えるケースは細かく組替えを行う、影響が軽微なケースは組替えを行わない等、検討すべき（再掲）	• 産業分類変更による異動が生じる産業のうち、I56、I57及びI58は、継続事業所の組替えを行う負担が大きく、接続の正確性を保つことに限界があるため、接続対象としない。この場合、単位集計産業全体では影響がないことから、継続事業所の産業分類は変更せずそのまま集計する。 • 大分類間で異動が生じる産業は、その構成比は極めて小さく影響は軽微であると想定されるが、同一集計時点での統一性を確保し、可能な限り正確な数字とするため、新産業分類での集計を行う令和10年１月分から、対象となり得る産業（I559・I609・P849・R929）に属する継続事業所（全国で約700事業所を想定）を確認し、変更対象となる場合は産業分類の組替えを行う。 • 同一月分であっても、一定期間、新旧産業分類が調査票上混在する。その旨は、二次利用者向けのドキュメントに記載する。
• 正確な数字を把握するため、東京都としても対応することが必要。一方、毎年夏に事業所の入替えがあり、確認作業が生じ、システムは利用できても督促の必要が生じる。なるべく事務負担が掛からない効率的な対応を検討すべき	• 上述の通り、継続事業所の産業分類の確認・組換え作業は、最低限度のものに止める。

（注）毎月勤労統計における統計法第33条第２項に基づく調査票情報の研究者等への提供実績は、2023年度0件、2024年度1件、2025年度2件と極めて少ない。

各組別の対応スケジュール



検討すべき論点（集計方法）（案）

②集計方法をどうするか

- 新産業分類に変更した場合、事業所抽出率逆数を変更する必要はあるか
- 共通事業所の集計方法はどうするか（事業所の１年前の産業、抽出率逆数をどうするか）
- 年末賞与（11月、12月、１月（旧サンプル）の調査票を利用）や年度平均をどう集計するか

について、以下のように対応することとしてよいか。

第１回ＷＧのご指摘を踏まえた対応方針（案）

指摘内容等	対応方針（案）
• 事業所の抽出率について、抽出したときの確率としては変わらないが、そもそも集計をどうしているかにも依存	• 過去の産業分類改定における第２種事業所の対応では、事業所の抽出率は変更していないため、今回もこれらの取扱に合わせることとする（注）。
• 新分類にできるだけ早く移行する、全部入れ替わるまで旧分類を存続する等、幾つかの選択肢がある。それぞれのメリデメを整理してはどうか	• 新産業分類による事業所母集団DBが使用可能となるのは令和9年1月分抽出時から。ただし当該月はベンチマーク更新を予定しており、前年度分の参考値を集計する必要等、事務的な理由により令和９年１月の対応は困難。 • 最大限早期に対応する観点からは、令和10年1月分抽出時からとするのが適切であり、実査上、当該月より新産業分類による調査を開始する場合、集計もこれに合わせることが必要。
―	• 共通事業所の集計は、比較対象である前年同月の調査を含め新産業分類で集計する。 • 年末賞与は、夏季賞与と整合的な取扱いとするため、旧産業分類で集計する。年度平均は、毎月分の集計値を用いた集計を行うため、新産業分類で集計する。（現時点の想定）

（注）事業所規模の異動により、母集団労働者数を補正する際、対象とする労働者数は「集計時点」（集計に用いる層）の抽出率逆数を用いて算出しているが、この取扱いについては、令和5年の毎勤WG報告書において、今後更なる検討を行うことと整理されている。